

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援助の目的及び内容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	パリゾンゴ郡村落給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	パリゾンゴ郡村落給水計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	131,000千円 H27.5.31まで	H25.1.21 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.2.13 47号
ケニア	貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な役務の購入	460,000千円 H26.1.31まで	H25.1.21 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.2.13 48号
ケニア	テロツク給水拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	テロツク給水拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	88,000千円 H27.8.31まで	H25.2.27 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.3.18 81号
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の間接当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	100,000千円	H25.3.13 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.4.3 107号
ケニア	パリゾンゴ郡村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	パリゾンゴ郡村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,042,000千円 H30.12.31まで	H25.7.10 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.7.30 262号
ケニア	テロツク給水拡張計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	テロツク給水拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,322,000千円 H30.12.31まで	H25.7.10 ナイロビ で (同日)	日本側 高田総久在ケニア 大使 ケニア側 ロビンソン・ン ジェル・キタエ財務大臣	H25.7.30 263号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。